

千葉市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月28日

千葉市長 神谷俊一

千葉県規則第56号

千葉県国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

千葉県国民健康保険条例施行規則（昭和61年千葉県規則第18号）  
の一部を次のように改正する。

別表8の2の項の次に次のように加える。

8の3	出産被保険者届書	条例第26条の6
-----	----------	----------

様式第8号の2の次に次の1様式を加える。

### 様式第 8 号の 3

出産被保険者届書		年 月 日
(あて先) 千葉市長 千葉市国民健康保険条例第 26 条の 6 第 1 項の規定により届け出ます。		
世 帯 主	フリガナ	
	氏 名	
	住 所	千葉市 区
	生 年 月 日	年 月 日
	被保険者証番号	
	連絡先	電 話 番 号
	電 子 メ ー ル ア ド レ ス	@
出産被保険者 (出産する方又は出産した方)	<input type="checkbox"/> 出産被保険者が世帯主である (記入不要) <input type="checkbox"/> 出産被保険者が世帯主以外である (以下に記入)	
	フリガナ	
	氏 名	
	住 所	<input type="checkbox"/> 同 上 千葉市 区
	生 年 月 日	年 月 日
出産予定日又は出産日	年 月 日	
単胎妊娠又は多胎妊娠の別	単 胎 ・ 多 胎	
<注意事項> 1 この届書は、出産予定日の 6 か月前から提出することができます。 2 出産後にこの届書を提出する場合は、出産予定日の代わりに出産日を記入してください。なお、以前お住いの市町村に産前産後期間の出産被保険者について届け出ている場合は、その際に届け出た出産予定日又は出産日を記入してください。 3 届出に当たっては、この届書に次の書類を添えてください。 ①出産予定日を明らかにすることができる書類 (出産後に届出を行う場合は、出産日を確認することができる書類) ②多胎妊娠の場合にあつては、その旨を明らかにすることができる書類 ③出産後に届出を行う場合は、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類		

附 則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。